

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）第三十八条の規定による通知に係る書面その他の財務省令で定める書類

人番号が当該帳簿に記載されている者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号若しくは法人番号と異なるものを除く。)とする。

法第三条第一項の告知書の提出をする者は、当該告知書の提出をする際、当該告知書の提出をする金融機関の営業所等の長に、第一項に規定する書類(以下第九条の人までにおいて「確定する書類」という。)を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならない。

国外送金等をする法人が、法人番号保有者(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項に規定する法人番号保有者をいう。第九条の三第二項及び第九条の七第二項において同じ。)に該当する法人である場合において、当該国外送金等に係る法第三条第一項の告知書の提出を受けた金融機関の営業所等の長が、当該告知書に記載された名称、住所及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表された当該国外送金等をする法人の名称、住所及び法人番号と同じであることの確認をしたときは、当該国外送金等をする法人は、前項の規定にかかるわらず、当該告知書の

第六条 金融機関の営業所等の長は、法第三条第一項の規定による告知書の提出があつた場合は、前条第四項の規定による確認をした場合を除き、当該告知書に記載された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者又は同条第二項の規定に該当する者にあっては、氏名又は名称及び住所。以下この項及び次項において同じ。）が、同条第三項の規定により提示又は送信を受けた確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。

前項に規定する場合において、同項の告知書の提出をした者が前条第五項本文の規定の適用を受けて確認書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をしなかつたときは、前項の金融機関の営業所等の長は、同項の規定による確認に代えて、当該告知書に記載された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が、同条第五項

示又は署名用電子証明書等の送信を要しないものとする。ただし、当該告知書に記載されている氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が当該帳簿書類に記載されているその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と異なるときは、この限りでない。

第七条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める国外送金は、その国外送金をする者の本人口座からの預金若しくは貯金（以下この項において「預金等」という。）の払出し又は勘定の残高の払戻しによりされる国外送金（当該預

による確認をした場合にあっては、これらの規定による確認に係るこれらの規定の告知書にその旨を記載しておかなければならぬものとす
る。

3 い。
に規定する帳簿書類に記載されているその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。

第八条 法第四条第一項に規定する政令で定める
金額は、百万円とする。
　　國外送金等が外国通貨で表示された金額で行
われる場合における前項の規定の適用に係る外
国通貨の本邦通貨への換算は、財務省令で定め
る外国為替相場を用いて行うものとする。

(税務署長の承認に関する手続)
第九条 法第四条第四項の承認を受けようとする
金融機関は、その名称、所在地及び法人番号、

2 法第三条第二項第一号に規定する政令で定める国外からの送金等の受領は、銀行業を営む者（これに準ずる者として財務省令で定める者を含む。）の国外にある営業所又は事務所を開設されている預金の口座（これに類する口座として財務省令で定める口座を含む。）で国外からの送金等の受領をする者が名義人となっているものからの預金（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）の払出しによりされる国外からの送金等の受領で、国内に設置された自動預払機その他これに準ずる機械を通じてされるものとする。

第七条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める国外送金は、その国外送金をする者の本人口座からの預金若しくは貯金（以下この項において「預金等」という。）の払出し又は勘定の残高の払戻しによりされる国外送金（当該預金等の払出し又は勘定の残高の払戻しの請求と当該国外送金の依頼とが同時に行われるものに限る。）で、国外における当該国外送金の受領が金銭をもつてされるものとする。

による確認をした場合にあっては、これらの規定による確認に係るこれらの規定の告知書にその旨を記載しておかなければならぬものとす
る。

3 い。
に規定する帳簿書類に記載されているその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。

第九条の三 法第四条の二第一項の告知書を提出する者は、当該告知書の提出をする際、当該告知書の提出をする同項に規定する金融商品取引業者等の営業所等の長（以下第三項まで及び次条において「金融商品取引業者等の営業所等の長」という。）に、確認書類を提示し、又は署名用電子証明書等を送信しなければならない。

法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等（以下この条において「国外証券移管等」という。）をする法人が、法人番号保有者に該当する法人である場合において、当該国外証券移管等に係る同項の告知書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所等の長が、当該告知書に記載された名称、住所及び法人番号につき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の規定により公表された当該国外証券移管等をする法人の名称、住所及び法人番号と同じであることの確認をしたときは、当該国外証券移管等をする法人は、前項の規定にかかわらず、当該告知書の提出をする際、当該金融商品取引業者等の

同日においてその承認があつたものとみなす。

第二章の二 国外証券移管等に係る告知書及び調書の提出等

(国外証券移管等に係る告知書の提出義務のない別表法人等の範囲)

第九条の二 法第四条の二第一項に規定する政令で定めるものは、一国、第四条第一項各号に掲げる者及び外国の法令に準拠して当該国において銀行業又は金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業を行う法人とする。

3 第一項の申請書の提出があつた場合において、その申請書の提出の日から二月を経過する日までにその申請につき承認をし、又は承認をしないこととした旨の通知がなかつたときは、

同条第一項に規定する国外送金等調書の同条第二項に規定する記載事項を提供しようとする税務署長その他の財務省令で定める事項を記載した申請書を同条第四項に規定する所轄の税務署長に提出しなければならない。

前項の所轄の税務署長は、同項の申請書の提出があった場合において、その申請につき承認をし、又は承認をしないこととしたときは、その申請をした者に対し、その旨を書面により通知する。

の営業所等の長に対しても、確認書類の提示を要しないものとする。

る者に該当する者である場合において、当該国外証券移管等をする者が財務省令で定めた外証券移管等に係る法第四条の二第一項の告知書の提出を受ける金融商品取引業者等の営業所等の長が、当該国外証券移管等をする者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号を記載した帳簿書類（その者から提出を受けたその者の確認書類の写しの添付があるもの、その作成の際に送信を受けたその者の署名用電子証明書等を併せて保存しているもの又は前項の規定による確認をして作成されたものに限る。）を備えているときは、当該国外証券移管等をする者は、第一項の規定にかかわらず、当該告知書の提出をする際、当該金融商品取引業者等の営業所等の長に対しては、確認書類の提示又は署名用電子証明書等の送信を要しないものとす。ただし、当該告知書に記載されている氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が当該帳簿書類に記載されているその者の氏名又は名称、住所及び個人番号とは法人番号と異なるときは、この限りでない。

4 国外証券移管等をする者が法第四条の二第一項の規定による告知書を提出する場合における第五条第二項の規定の適用については、同項中「同項に規定する国外送金等（以下この条及び第八条において「国外送金等」という。）」とあるのは、「法第四条の二第一項に規定する国外証券移管等」と、「金融機関の営業所等の長」とあるのは、「金融商品取引業者等の営業所等の長」と、「当該国外送金等」とあるのは、「当該国外証券移管等」と、「同項に規定する財務省令」とあるのは、「法第三条第一項に規定する財務省令」と、「第四項」とあるのは、「第九条の三第二項」とする。

（金融商品取引業者等の営業所等の長の確認等

第九条の四 金融商品取引業者等の営業所等の長は、法第四条の二第一項の規定による告知書の提出があつた場合には、前条第二項の規定によることの確認をした場合には、当該告知書に記載された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者又は同じ。）が、前条第一項の規定により提示又は

送信を受けた確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名又は名称、住所及び固有番号又は法人番号と同一のハンドル

2 前項に規定する場合において、同項の告知書の提出をした者が前条第三項本文の規定の適用を受けた認証書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をしなかつたときは、前項の金融商品取引業者等の営業所等の長は、同項の規定により確認に代えて、当該告知書に記載された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が、同条第三項に規定する帳簿書類に記載されている者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。

3 金融商品取引業者等の営業所等の長は、第一項の規定による確認をした場合にあつては、当該確認に係る同項の告知書に前条第一項の規定により提示を受けた認証書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しておかなければならぬものとし、同条第二項又は前項の規定による確認をした場合にあつては、これららの規定による確認に係るこれらの規定の告知書にその旨を記載しておかなければならぬものとする。

(税務署長の承認に関する手続の準用)

第九条の五 第九条の規定は、法第四条の三第一項において準用する法第四条第二項から第五項までの規定を適用する場合について準用する。

第二章の三 国外電子決済手段移転等に係る告知書及び調査の提出等

(国外電子決済手段移転等に係る告知書の提出義務のない別表法人等の範囲)

第九条の六 法第四条の四第一項に規定する政令で定めるものは、国、第四条第一項各号に掲げる者及び金決済等取引業者(同法第六十二条の八第二項の規定により電子決済手段等取引業者とみなされる者で、その者が発行する電子決済手段の国外電子決済手段移転等(法第四条の四第一項に規定する国外電子決済手段移転等をいう。次条第二項から第四項まで及び第九条の九第二項において同じ。)の依頼をするもの)を含む)とする。

(国外電子決済手段移転等に係る告知書の提出に係る住民票の写しその他の書類の提示等)

第九条の七 法第四条の四第一項の告知書を提出する者は、当該告知書の提出をする際、当該告

知書の提出をする同項に規定する電子決済手段等取引業者の営業所等の長(次項及び第三項並びに第十九条第一項第一号の者)

2 ては次条において「電子決済手段等取引業者の
営業所等の長」という。に、確認書類を提示す
らない。又は署名用電子証明書等を送信しなければ
国外電子決済手段移転等をする法人が、法人番号
番号保有者に該当する法人である場合において、当該国外電子決済手段移転等に係る法第四条
条の四第一項の告知書の提出を受ける電子決済
手段等取引業者の営業所等の長が、当該告知書
に記載された名称、住所及び法人番号につき
行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律第三十九条第四項の
規定により公表された当該国外電子決済手段
移転等をする法人の名称、住所及び法人番号と同
じであることの確認をしたときは、当該国外電
子決済手段移転等をする法人は、前項の規定に
かかわらず、当該告知書の提出をする際、当該
電子決済手段等取引業者の営業所等の長に対し
ては、確認書類の提示を要しないものとする。
3 国外電子決済手段移転等をする者が、財務省令
で定める者に該当する者である場合において、
当該国外電子決済手段移転等に係る法第四
条の四第一項の告知書の提出を受ける電子決
済手段等取引業者の営業所等の長が、当該国外
電子決済手段移転等をする者の氏名又は名称、住
所及び個人番号又は法人番号を記載した帳簿書
類（その者から提出を受けたその者の確認書類
の写しの添付があるもの、その作成の際に送信
を受けたその者の署名用電子証明書等を併せて
保存しているもの又は前項の規定による確認を
して作成されたものに限る。）を備えていると
きは、当該国外電子決済手段移転等をする者
は、第一項の規定にかかるわらず、当該告知書の
提出をする際、当該電子決済手段等取引業者の
営業所等の長に対しても、確認書類の提示又は
署名用電子証明書等の送信を要しないものとす
る。ただし、当該告知書に記載されている氏名又
は名称、住所及び個人番号又は法人番号と異なる
ときは、この限りでない。

この条及び第八条において「国外送金等」といふ。(ト言ふ。)とあるのは「法第四条の四第一項に規定する國外送金等」である。

（電子決済手段等取引業者の営業所等の長の確認の認定等）

第九条の八 電子決済手段等取引業者の営業所等の長は、当該国外電子決済手段移転等」とあるのは、「当該国外電子決済手段等の営業所等の長」とあるのは、「電子決済手段等」である。これは、「当該国外電子決済手段移転等」と、「同項に規定する財務省令」とあるのは、「法第三条第一項に規定する財務省令」と「第四項」とあるのは、「第九条の七第二項」とする。

2 第九条の八 電子決済手段等取引業者の営業所等の長の確認の認定等の長は、法第四条の四第一項の規定による告知書の提出があった場合には、前条第二項の規定による確認をした場合を除き、当該告知書に記載された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者は同条第四項の規定により読み替えられた第五条第二項の規定に該当する者にあつては、氏名又は名称及び住所。以下この項及び次項において同じ。）が、前条第一項の規定により提示され又は送信を受けた確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。

2 前項に規定する場合において、同項の告知書の提出をした者が前条第三項本文の規定の適用を受けた確認書類の提示又は署名用電子証明書等の送信をしなかつたときは、前項の電子決済手段等取引業者の営業所等の長は、同項の規定による確認に代えて、当該告知書に記載された氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号が、同条第三項に規定する帳簿書類に記載されているその者の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号と同じであるかどうかを確認しなければならない。

3 電子決済手段等取引業者の営業所等の長は、第一項の規定による確認をした場合にあつては、当該確認に係る同項の告知書に前条第一項の規定により提示を受けた確認書類の名称又は署名用電子証明書等の送信を受けた旨を記載しておかなければならぬものとする。

第九条の九 法第四条の五第一項に規定する政令で定める金額は、百万円とする。

2 国外電子決済手段移転等調書の提出を要しない国外電子決済手段移転等をした電子決済手段の価額の上限額

一 電子決済手段のうちその価額が外国通貨で表示されるもの、外国為替相場を用いて当該電子決済手段の価額を本邦通貨へ換算する方法として財務省令で定める方法

二 電子決済手段のうち資金決済に関する法律第二条第五項第四号に掲げるもの（その価額が本邦通貨又は外国通貨で表示されるものを除く。）当該国外電子決済手段移転等をした日における当該電子決済手段の相場を用いる方法その他の財務省令で定める方法

（税務署長の承認に関する手続の準用）

第九条の十 第九条の規定は、法第四条の五第二項において準用する法第四条第二項から第五項までの規定を適用する場合について準用する。

第三章 国外財産に係る調書の提出等

（国外財産調書の提出に関する必要な事項）

第十条 法第五条第一項の国外財産の所在については、相続税法（昭和二十五年法律第七十五回第十一条第一項及び第二項の規定の定めるところによる。

2 相続税法第十条第一項第八号に掲げる社債、株式、出資又は有価証券その他財務省令で定める財産（以下この項において「有価証券等」という。）が、金融商品取引業者等の営業所、事務所その他これらに類するものに開設された口座に係る振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいい、国外におけるこれに類するものを含む。）に記載若しくは記録がされ、又は当該口座に保管の委託がされているものである場合には、当該有価証券等の所在については、前項の規定にかかわらず、当該口座が開設された金融商品取引業者等の営業所、事務所その他これらに類するものの所在による。

3 前二項の規定による国外財産の所在の判定は、法第五条第一項に規定するその年の十二月

三十一日（次項及び第五項において「その年の十二月三十一日」という。）における現況による。

4 法第五条第一項の国外財産の価額は、当該国外財産の価額で表示される場合における当該国外財産の価額の本邦通貨への換算は、その年の十二月三十一日における外国為替の売買相場により行うものとする。

5 前項の規定による国外財産の価額が外国通貨で表示される場合における当該国外財産の価額又は時価に準ずるものとして財務省令で定める価額による。

6 相続又は包括遺贈により取得した国外財産について国外財産調書（法第五条第一項に規定する国外財産調書をいう。以下同じ。）を提出する場合において、当該相続又は包括遺贈により取得した国外財産の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないときは、その分割されていない国外財産については、各共同相続人又は包括受遺者が民法（明治二十九年法律第八十九号）（第九百四条の二を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従つて当該国外財産を取得したものとしてその価額を計算するものとする。

7 前各項に定めるものほか、国外財産の所在及び国外財産調書の書式その他国外財産調書の提出に係る手続に關し必要な事項は、財務省令で定める。

（国外財産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の対象となる所得の範囲等）

第十一條 法第六条第一項に規定する国外財産に關して生ずる所得で政令で定めるものは、次に掲げる所得とする。

一 国外財産から生ずる所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十三条第一項に規定する利子所得

二 国外財産から生ずる所得税法第二十四条第一項に規定する配当所得

三 国外財産の貸付けによる所得

四 国外財産の譲渡による所得

五 前各号に掲げるもののほか、国外財産に基づいて生ずる所得で財務省令で定めるもの

法第六条第一項に規定する国外財産に係るものの以外の事実等に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額は、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第六十五条又は第六十六条の過少申告加算税の額又は無申告

一 法第六条第一項に規定する税額の計算の基礎となるべき税額（以下この条、次条第二項及び第十二条の三第五項において「過少申告加算税等基礎税額」という。）のうち次の各号に掲げる場合（次項から第六項まで又は第十二条の三第五項の規定の適用がある場合を除く。）の区分に応じ当該各号に定める税額の合計額とする。

二 法第六条第一項に規定する税額の計算の基礎となるべき事実（以下第四項まで並びに第十二条の三第三項及び第五項第一号において「税額の計算の基礎となるべき事実」という。）で法第六条第一項に規定する国外財産に係るもの以外の事実（国税通則法第六十八条第一項又は第二項（これらの規定が同条第四項の規定により適用される場合を含む。）に規定する隠蔽し、又は仮装されていない事実（以下この条並びに第十二条の三第三項及び第五項において「隠蔽仮装されていない事実」という。）に係るものに限る。以下この号及び次項において「国外財産に係るもの以外の事実」という。）がある場合、当該国外財産に係るもの以外の事実のみに基づいて修正申告等（法第六条第一項に規定する修正申告等をいう。以下この条、次条及び第十二条の第三第五項において同じ。）があつたものとした場合における当該修正申告等に基づき国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額

二 税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装された事実（次項、第四項第二号及び第十二条の三第五項第一号において「隠蔽仮装された事実」という。）がある場合、国税通則法第六十八条第一項、第二項又は第四項（同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。次条第二項において同じ。）の規定により過少申告加算税又は無申告加算税に代えて重加算税を課する場合における当該過少申告加算税又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額

二 百分の五控除特例規定、百分の五加算特例規定又は百分の十加算特例規定の適用がある国外財産以外の国外財産に係る事実（隠蔽仮装されない事実に係るものに限る。以下この項において「特例適用国外財産以外の国外財産に係る

事実」という。)があるとき(次項から第六項まで又は第十二条の三第五項の規定の適用がある場合を除く。)は、過少申告加算税等基礎税額(隠蔽仮装された事実があるときは、当該隠蔽仮装された事実に基づく税額として前項第二号の規定に準じて計算した金額を控除した税額)から当該特例適用国外財産以外の国外財産に係る事実のみに基づいて修正申告等があつたものとした場合における当該修正申告等に基づき国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額(国外財産に係るもの以外の事実があるときは、当該特例適用国外財産以外の国外財産に係る事実及び当該国外財産に係るもの以外の事実のみに基づいて修正申告等があつたものとした場合における当該修正申告等に基づき同項の規定により納付すべき税額)を控除了した税額を百分の五控除特例適用対象税額、百分の五加算特例適用対象税額又は百分の十加算特例適用対象税額とする。

て「特例適用国外財産に係るもの以外の事実」(実)といふ。当該特例適用国外財産に係るもの以外の事実のみに基づいて修正申告等があつたものとした場合における当該修正申告等に基づき国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額

二 隠蔽仮装された事実 当該隠蔽仮装された事実に基づく税額として第二項第二号の規定に準じて計算した税額

百分の五加算特例規定の適用があり、かつては第十二条の三第五項の規定の適用がある場合を除く。)には、まず、百分の十加算特例規定の適用がある場合の適用がある場合における修正申告等があつたものとした場合における当該修正申告等に基づき国外財産に係る事実(隠蔽仮装されていない事実に係るものに限る。以下この項、次項及び第十二条の三第五項において「百分の十加算特例適用国外財産に係る事実」といふ。)のみに基づいて修正申告等があつたものとした場合における当該修正申告等に基づき国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額(前項第一号に掲げる事実があるときは、百分の十加算特例適用国外財産に係る事実及び同号に掲げる事実のみに基づいて修正申告等があつたものとした場合における当該修正申告等に基づき同条第二項の規定により納付すべき税額から同号に定める税額を控除した税額とし、次に、過少申告加算税等基礎税額(前項各号に掲げる事実があるときは、当該各号に定める税額の合計額を控除した税額)から当該百分の十加算特例適用対象税額を控除した税額を百分の五加算特例適用対象税額とする。

百分の五控除特例規定、百分の五加算特例規定及び百分の十加算特例規定の適用がある場合(第十二条の三第五項の規定の適用がある場合を除く。)には、まず、百分の十加算特例適用による納付すべき税額(第四項第一号に掲げる事実があるときは、百分の十加算特例適用国外財産に係る事実及び同号に掲げる事実のみに基づいて修正申告等があつたものとした場合における当該修正申告等に基づき国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額(第四項第一号に掲げる事実があるときは、百分の十加算特例適用国外財産に係る事実及び同号に掲げる事実のみに基づいて修正申告等があつたものとした場合における当該修正申告等に基づき同条第二項の規定により納付すべき税額から同号に定める税額を控除した税額とし、次に、百分の五加算特例規定の適用が

ある国外財産に係る事実（隠蔽仮装されない事実に係るものに限る。以下この項及び第十二条の三第五項において「百分の五加算特例適用国外財産に係る事実」という。）及び百分の十加算特例適用国外財産に係る事実のみに基づいて修正申告等があつたものとした場合における当該修正申告等に基づき同法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額から当該百分の十加算特例適用対象税額を控除した税額（同号に掲げる事実があるときは、百分の五加算特例適用国外財産に係る事実、百分の十加算特例適用対象税額及び同号に掲げる事実のみに基づいて修正申告等があつたものとした場合における当該修正申告等に基づき同項の規定により納付すべき税額から当該百分の十加算特例適用対象税額及び同号に定める税額の合計額を控除した税額）から当該百分の五加算特例適用対象税額及び同号に定める税額の合計額を控除した税額（同号に定める税額とし、次に、過少申告加算税等基礎税額（第四項各号に掲げる事実があるときは、当該各号に定める税額の合計額を控除した税額）から当該百分の五加算特例適用対象税額及び同号に定める税額の合計額を控除した税額を百分の十加算特例適用対象税額の合計額を控除した税額を百分の五控除特例適用対象税額とする。この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 百分の五控除特例規定 法第六条第一項の規定をいう。

二 百分の五加算特例規定 法第六条第三項（同条第七項第二号の規定により読み替えて適用する場合）（同号の規定により読み替えられた同条第三項の規定により同項の過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算する場合に該当する場合に限る。）の規定をいう。

三 百分の十加算特例規定 法第六条第七項第二号の規定により読み替えられた同条第三項（同項の規定により同項の過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算する場合に該当する場合に限る。）の規定をいう。

四 百分の五控除特例適用対象税額 法第六条第一項に規定する過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額をいう。

六 百分の五加算特例適用対象税額 百分の五
加算特例規定に規定する過少申告加算税の額
又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき
税額をいう。

七 加算特例適用対象税額 百分の五加算特例
適用対象税額又は百分の十加算特例適用対象
税額をいう。

(死亡した者に係る修正申告等の場合の国外財
産に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特
例の規定が適用される場合における国外財産調
査等の取扱い)

第十二条 法第六条第一項に規定する国外財産に
係る所得税につき所得税法第二百二十四条又は第二
百二十五条の規定の適用があり、かつ、当該国外
財産につき国外財産調査書を提出しないで死亡し
たことにより法第五条第一項ただし書の規定
の適用がある場合において、その死亡した者に
係る修正申告等があつたときにおける法第六条
の規定の適用については、次に定めるところに
よる。

一 法第六条第二項第一号に定める国外財産調
査書は、当該死亡した者の死亡した日の属する
年の前々年分の国外財産調査書とする。

二 法第六条第四項第一号に定める国外財産調
査書は、当該死亡した者の死亡した日の属する
年の前々年分の国外財産調査書(当該修正申告
等の基因となる法第五条第二項に規定する相
続国外財産で相続開始年(同項に規定する相
続開始年をいう。以下この号において同じ。)
に取得したものにあつては、相続開始年の年
分の国外財産調査書を除く。)とする。

三 法第六条第一項又は第三項(同条第七項第二
号の規定により読み替えて適用する場合を含
む。以下この条において同じ。)の規定及び国
税通則法第六十八条第一項、第二項又は第四項
の規定の適用があり、同条第一項、第二項又は
第四項の規定により過少申告加算税又は無申告
加算税に代えて重加算税を課する場合において
同法第六十五条又は第六十六条の過少申告
加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎
となるべき事実(法第六条第一項又は第三項の
規定の適用がある国外財産に係る事実を含む。)
で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づく

ことが明らかであるものがあるときは、当該重申算税の額の計算の基礎となるべき税額は、過少申告加算税等基礎税額から当該隠蔽し、又は仮装されていない事実のみに基づいて修正申告等があつたものとした場合における当該修正申告等に基づき国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額を控除した税額とする。

3 前二項に定めるもののほか、法第六条第一項又は第三項の規定の適用がある場合における国税通則法第三十二条第三項に規定する賦課決定通知書の記載事項その他過少申告加算税又は無申告加算税の特例に係る手続に關し必要な事項は、財務省令で定める。

第三章の二 財産債務に係る調書の提出等（財産債務調書の提出に關し必要な事項）

第十二条の二 第十条第一項から第三項までの規定は、法第六条の二第一項及び第三項の財産の所在について準用する。この場合において、第十条第三項中「第五条第一項」とあるのは、「第六条の二第一項又は第三項」と読み替えるものとする。

2 法第六条の二第一項及び第三項の財産の価額は当該財産の同条第一項又は第三項に規定するその年の十二月三十一日における時価又は時価に準ずるものとして財務省令で定める価額により、同条第一項及び第三項の債務の金額は同日における現況による。

3 第十条第五項の規定は、前項の規定による財産の価額及び債務の金額について準用する。

4 第十条第六項の規定は、相続又は包括遺贈により取得した財産又は承継した債務について財産債務調書（法第六条の二第一項に規定する財産債務調書をいう。以下同じ。）を提出する場合について準用する。

5 次の各号に掲げる規定の適用がある場合における法第六条の二第一項及び第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額は、当該合計額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第八条の四第一項の規定（同項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法第三十七条の十二の二第一項又は第五項の規定の適用がある場合にあっては、これらの規定の適用後の金額）

対象税額（以下この項において「百分の十加算特例適用対象税額」という。）とし、次に、百分の五加算特例適用国外財産に係る事実、法第六条の三第二項の規定の適用がある財産又は債務に係る事実（隠蔽仮装されていない事実に係るものに限る。以下この項において「百分の五加算特例適用財産債務に係る事実」という。）及び百分の十加算特例適用国外財産に係る事実のみに基づいて修正申告等があつたものとした場合における当該修正申告等に基づき国税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額から当該百分の十加算特例適用対象税額を控除した税額（第一号に掲げる事実があるときは、百分の五加算特例適用国外財産に係る事実、百分の五加算特例適用財産債務に係る事実及び同号に掲げる事実のみに基づいて修正申告等があつたものとした場合における当該修正申告等に基づき同項の規定により納付すべき税額から当該百分の十加算特例適用対象税額及び同号に定める税額の合計額を控除した税額）を法第六条第三項（同条第七項第二号の規定により読み替えて適用する場合（同号の規定により読み替えられた同条第三項の規定により同項の過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算する場合に該当する場合に限る。）及び法第六条の三第二項において準用する場合を含む。）に規定する過少申告加算税の額又は無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（以下この項において「百分の五加算特例適用対象税額」という。）とし、次に、過少申告加算税等基礎税額（次の各号に掲げる事実があるときは、当該各号に定める税額の合計額を控除した税額）から当該百分の五加算特例適用対象税額及び当該百分の十加算特例適用対象税額を控除した税額（法第六条第一項（法第六条の三第一項において準用する場合を含む。）に規定する過少申告加算税の額又は無申算特例適用対象税額）とし、次に、百分の五加算特例適用対象税額（法第六条第一項（法第六条の三第一項又は第二項の規定の適用がある財産又は債務に係るもの以外の事実（隠蔽仮装さるるものに限る。以下この項において「百分の五加算特例適用財産債務に係る事実」という。）

れていない事實に係るものに限る。以下この号において「特例適用国外財産及び財産債務に係るもの以外の事實」という。」当該特例適用国外財産及び財産債務に係るもの以外の事實のみに基づいて修正申告等があつたものとした場合における該修正申告等に基づき國税通則法第三十五条第二項の規定により納付すべき税額

二 隠蔽仮装された事實 当該隠蔽仮装された事實に基づく税額として第二項において準用する第十一條第二項第二号の規定に準じて計算した税額

(死亡した者に係る修正申告等の場合の財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特別の規定が適用される場合における財産債務調書等の取扱い)

第十二条の四 第十二条の規定は、法第六条の三第一項において準用する法第六条第一項又は法第六条の三第二項において準用する法第六条第三項の規定の適用がある場合について準用す。

（施行期日） 附 則 （平成一四年一二月一八日政令第二行する。）	（施行期日） 附 則 （平成一七年二月一八日政令第二附四号）抄	（施行期日） 第一 条 この政令は、平成十五年四月一日から施行する。	（施行期日） 第一 条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。	（施行期日） 附 則 （平成一七年三月三一日政令第一〇〇号）	（施行期日） 附 則 （平成一九年八月三日政令第二三五号）抄	（施行期日） 第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。	（罰則の適用に関する絏過措置） 第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	（施行期日） 附 則 （平成一九年八月三日政令第二三五号）抄	（施行期日） 第一条 この政令は、平成十九年十月一日から施行する。	（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令第七条第一項の規定は、施行日以後にされる内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第一百十号第三条第二項第一号に掲げる国外送金について適用し、施行日前にされた同号に掲げる国外送金については、なお従前の例による。）	（罰則に係る絏過措置） 第四十一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
---	--	--	---	---	---	--	---	---	---	--	--

附二号) (平成一九年九月一〇日政令第二百二十九号)
この政令は、公布の日から施行する。

附一則 (平成一〇年四月三〇日政令第一六三号)
この政令は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、第八条第一項の改正規定及び次項の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

2 改正後の内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令第八条第一項の規定は、平成二十一年四月一日以後にされる内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第三条第一項に規定する国外送金等について適用し、同日前にされた同項に規定する国外送金等については、なお前項の例によることとする。

附一則 (平成一〇年七月二十五日政令第二三七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附一則 (平成一〇年九月一九日政令第二九七号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附一則 (平成一二年三月一日政令第一九〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、法の施行の日(平成二十二年四月一日)から施行する。

附一則 (平成一二年六月三〇日政令第二〇〇号)
この政令は、平成二十六年一月一日から施行する。

附一則 (平成一二年一月二日政令第三八五号)
この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。

附一則 (平成一二年一月二日政令第三四二号) 抄
(施行期日)
この政令は、改正法施行日(平成二十四年七月九日)から施行する。

例の規定が適用される場合における国外財産調書等の取扱いに関する経過措置)

第七条

2 新令第十二条第二項及び第三項の規定は、令和二年分以前の所得税について適用し、令和元年分以前の所得税については、なお従前の例による。

新令第十二条第二項及び第三項の規定は、令和二年分以後の所得税又は施行日以後に相続若しくは遺贈により取得する国外財産に係る相続税について適用し、令和元年分以前の所得税又は施行日前に相続若しくは遺贈により取得した国外財産に係る相続税については、なお従前の例による。

(財産債務に係る過少申告加算税又は無申告加算税の特例の対象となる所得の範囲等に関する経過措置)

第八条 新令第十二条の三第三項から第五項までの規定は、令和二年分以後の所得税又は施行日以後に相続若しくは遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、令和元年分以前の所得税又は施行日前に相続若しくは遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月三一日政令第一二三号）

この政令は、令和四年一月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日政令第一五五号）

この政令は、令和五年一月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日政令第一四九号）

この政令は、令和六年一月一日から施行する。ただし、第九条（見出しを含む。）の改正規定、第九条の五の見出しの改正規定及び第十二条の二第五項の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月三〇日政令第一五三号）

この政令は、令和六年六月一日から施行する。